

入会希望者各位

2019年8月22日

2020年7月22日改訂

「STOP エレクトロニック・ハラスメント」活動主意、活動方針及び活動規則

会員登録を希望される方は以下の活動主意と活動方針、注意事項をお読みください。全てに同意される場合は、会員登録の手順に従って登録手続きを行ってください。

活動趣意書

「STOP エレクトロニック・ハラスメント」は、電磁波や音波等の媒体を使用したエネルギー兵器による違法人体実験及び犯罪（エレクトロニック・ハラスメント）に関して、調査・研究、周知・啓蒙活動及び陳情や折衝を通じてこの問題を解決するために活動する人々のネットワークです。この目に見えない兵器による犯罪は少なくとも1980年代には被害が訴えられ始めていましたが、警察を始め政府と国会の無作為により、解決はおろか社会的問題として公的に取り上げられることなく数十年が経ちました。その間に苦しみから命を絶った者、他の悲劇的な手段に訴えた者なども少なくありません。一方で、同様の被害を訴える世界中の被害者が徐々に連帯しながら情報を共有し、少しずつこの犯罪の技術や背景が見えてきました。そしてその情報が社会に広がることで、この問題に対する市民の関心も以前より高まっています。

しかしながら、問題の解決に向けて大きく進むことが未だできない理由は、口封じのための被害者に対する物理的攻撃という際立った困難に加え、目に見えない犯罪の立証の難しさ、被害を訴える者を精神疾患と見せかける加害組織側の情報操作や、作業員やマインドコントロール手法を利用した被害者運動に対する様々な妨害の結果、手を取り合っこの問題の解決へ向けるべき被害当事者と将来のあるいは間接的な被害者たるその他の市民の双方の力が別の方向へ逸らされていることです。このままの状態が続けば、現代社会に許されざる非人道的状態が続くという悲劇に留まらず、兵器の秘密裏の使用により法治民主国家の根幹が歪められ、それを可能にする技術とシステムのさらなる発展を許すことになりま

す。そのような事態を防ぐため、今までにこの問題に取り組む人々が体験してきた困難を顧みながら、問題の可能な限り早期の解決を望む人たちによる運動のプラットフォームとして「STOP エレクトロニック・ハラスメント」を設立します。核となる考えは、現状では、被害者たちの体験している特異な被害内容の説明の難しさや加害組織の巧妙な工作の結果、被害者組織や各被害者が発信する情報の大部分が自閉的に同じ被害者に向けられがちで、その活動範囲も被害者の組織化に焦点が置かれる中、社会一般の人々に対しこの犯罪に関

する情報を理解できる形で提供し続け、広く市民の理解と支援を得ることで社会的な圧力により政治を動かし、国による公的調査と解決へつなげるという道筋です。情報の暴露というこの犯罪の加害勢力が持つ大きな力によっても妨害しにくい手段を主に用いて効果的かつ効率的に活動を展開し、この問題を社会化させると共に市民社会が高度技術犯罪に対抗する基盤を築くための運動母体を目指します。

活動方針

1、エレクトロニック・ハラスメントに関する情報を収集し、また社会にそれを公開しながら、この犯罪の公的調査の必要性を立証し、政治的、法的、その他の合法的な社会的手段でこの問題の解決を図る。

2、犯罪行為の証明の努力を続けながらも、今ある情報を効果的に使用し、可能な限り早期の社会的解決を目指す。犯罪性を示す確定的な物的証拠がないことを理由に、周知活動や交渉を控えるという戦略はとらない。高度な技術による犯罪の説明の難しさを理由に、集団ストーキング行為の解決のみを訴えるという方針は認めない。

3、差別的主張はしない。非科学的主張はしない。明確な根拠なしに特定の加害組織を想定して非難しない。それらの主張をする組織とは関わらない。この点をふまえた上で、同じ方向性を持つ組織、個人と協力、連帯しながら活動する。

4、被害証言、周知媒体、発行物、要望書等において、この犯罪被害者が統合失調症等の精神病と診断される可能性のある表現の使用を注意して避ける。

5、エレクトロニック・ハラスメント問題の解決をのみを目的として効率的な活動を行う。運動や組織の運営と拡大自体を自己目的とした活動には陥らない。

6、全国に被害者が散在し、かつ仕事を持っていることを考慮し、主なコミュニケーション手段としてオンライン会議・グループウェア・Eメール等を使用する。会員は助け合いながら必要な機器やソフトの使用方法を身につける努力をする。

活動規則

1. 本会の活動方針を理解し、活動方針に従って活動する。
2. 会員同士の安全確保のため、グループウェアの会員登録、活動参加の申し込みは本名で行う。
3. 会員は可能な範囲で積極的に活動に参加する。活動に参加せず、活動に対して意見のみ

を述べ続ける会員は退会を促される。また、オーガナイザーからの連絡に返答する意思のない場合は速やかに退会する。

4. この犯罪の可能な限り早期の解決のために活動する。また、お互いに助け合い励まして活動する。

5. 現状では活動費を徴収しない。全て自費により助け合って活動する。

入会制限

以下の者は入会を断るか、入会後に判明した場合には退会処分になることがある。

- ・反社会的な活動を行っている者、あるいはそのような活動をする組織に所属している者
- ・差別的活動を行っている者、及び差別的な活動を行っている組織に所属している者
- ・当会の主意、活動方針とは異なる目的で入会している者
- ・その他の禁止行為や運動の運営を妨げる行為を行う者。
- ・インターネット接続をのための環境を持たないもの。

禁止行為（退会処分の対象になります）

- ・会議（オンラインを含む）や活動において、声を荒げたり他人を威嚇する行為。
- ・個人情報漏らす行為。
- ・虚偽の情報（氏名・住所・連絡先・被害情報等）を提出する行為。
- ・確たる理由もなく、会員を非難する行為（オンライン上の行為を含む）。
- ・当会の活動と称して、当会の活動方針に反して周知活動や陳情活動を行う行為
- ・当会の活動状況や活動に関わる情報（公開されてない全ての資料を含む）を非会員に漏らす行為（通常の周知活動や陳情活動等は除く）
- ・当会の活動を利用して許可なく物品やサービスを販売する行為

個人情報の取り扱いについて

- ・会員の個人情報は、本人に了解を得た方法と目的のみに基づき扱う。
- ・会グループウェアの登録自体は本名で行う。他の会員に対してペンネームを使用する場合は、ニックネーム欄に使用したい名前を入れ、「氏名を非公開にする」のボックスにチェックを入れることで、管理者（オーガナイザー）以外に本名を閲覧できないようにできる。
- ・グループウェアに登録するメールアドレスは会員同士に公開されているため、閲覧されて構わないアドレスを用いる。
- ・会員の住所・氏名等の記載と共に要望書等を提出する際は、その都度提出先機関等を会員に提示し、了解の得られた会員の分のみ提出する。

以上